

令和3年4月12日

保護者 様

那覇市こども教育保育課長  
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策の実施について（依頼）

【第50報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、本市の「まん延防止等重点措置」の指定に伴い4月12日～5月5日の期間に係る、市内就学前教育保育施設の対応について検討いたしました。その結果、国の同ウイルス感染症対策の基本対処方針において「保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底をおこないつつ、原則開所することを要請する」と示されていることを踏まえて、下記のとおり取り扱うことといたしました。

保護者の皆様におかれ下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、4月12日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1. 各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」について引き続きご協力をお願いいたします。ご家庭での保育が可能な範囲内（平日に仕事が休みの場合等）で、登園を見合せていただきますようお願いいたします。なお、本件に関して、保育料等の減免措置は対象外となります。
2. 園児及び同居家族が県外の「まん延防止等重点措置」の地域（以下「当該地域」という）へ往來した場合、渡航期間中は体調管理に留意し、戻られた日の翌日から2週間、健康観察等の記録をおこなってください。また、当該地域からの宿泊者がいる場合も健康観察の記録をお願いいたします。健康観察の記録については、同居家族全員が記入する検温シート（様式3）及び渡航者等対象用の健康観察シートに記入してください。その場合、帰沖後2週間は登園を可能な限り自粛してくださるようお願いいたします。この場合、保育料等は減免措置対象といたします。
3. 家庭内感染等から園へと感染が増えている現状を受け、家族に発熱症状等がある場合は、園児の登園をお控えください。沖縄県警戒レベル指標が2以上の際、検温シートは家族を含めてのご記入をお願いします。
4. 各ご家庭におかれましては、「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針のとおり、「不要不急の外出の自粛の徹底」をしていただくとともに、これまで同様、感染防止の基本である3密対策、特に、こまめな換気、マスクの着用及び丁寧な手洗い等の徹底をお願いいたします。
5. 家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

本件の担当  
那覇市こども教育保育課  
教育保育指導主幹 高江洲 千賀子  
電話：861-2113  
E-mail 51829TIKA@city.naha.lg.jp